

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の
原子力事業者防災業務計画の修正ならびに提出について

平成15年8月1日
東京電力株式会社

当社は、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画」を福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所の各発電所ごとに作成し運用してまいりましたが、原子力災害対策特別措置法の規定により、平成14年11月に行われた「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）の改訂等を踏まえ、「原子力事業者防災業務計画」の修正の準備を進めてまいりました。

本日、当社は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正について、福島県をはじめ地元自治体との協議が終了したことから、経済産業大臣に提出いたしました。

当社といたしましては、今後とも引き続き安全の確保を第一に原子力発電所の運転に取り組んでまいります。それとともに、「原子力事業者防災業務計画」に基づき、万が一の事故に対しても備えを充実させ、地域の方々にさらにご安心いただけるよう努めてまいります。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正につきましても、新潟県をはじめ地元自治体との協議を引き続き行っておりますが、終了次第、提出を予定しております。

以上